

都市機能誘導施設等の整備に関する事業者選定審査会の審査に関する要領

(目的)

第1条 いわき市都市機能誘導施設等整備促進事業補助金交付要綱第3条第2号の規定に基づき定めた事業等の事業者選定に係る審査に関し必要な事項を定める。

(補助対象候補者の承認)

第2条 補助対象候補者の承認は、原則として次の各号のいずれにも該当する場合に行う。

- (1) 都市機能誘導施設等を整備する事業の一部又は全部に公益性を有すること。
- (2) 費用便益比で1.0を超える（費用便益比の算定が困難である場合や算定に適さない事業を営む場合を除く）ことが見込まれること。
- (3) 承認を受けてから90日以内に事業着手が見込まれること。
- (4) 災害発生時においても都市機能誘導施設等の維持に必要な防災・減災対策（附帯設備は次の例示を参照）を行うこと。

ア 地震及び火災対策の附帯設備の例示

- ・ 太陽光発電設備又は自家発動電気設備の設置。
- ・ 一時避難施設として3日以上使用できる貯水槽の設置。
- ・ 建築物の仕様を耐火建築物とする。
- ・ 防災備蓄倉庫の設置。

イ 津波・洪水対策の附帯設備の例示

- ・ 浸水深以上の位置にフロアレベルを設置（1階部分をピロティ構造）
- ・ 建築物への浸水を防ぐ容易に可動可能な止水版の設置
- ・ 建築物の地盤面を浸水深以上に嵩上げ
- ・ 想定される津波の外力に耐えうる構造とする。

- (5) 延べ面積が1万㎡を超える大規模施設（病院、旅館、ホテル、コンベンション施設、娯楽施設等）の場合は、敷地内にタクシー又はバスプール等を設けるなど、周辺交通に配慮すること。
- (6) 建築物は機能美とデザインに優れたものとするとともに、地域のシンボルとなるよう意匠に配慮すること。
- (7) やむを得ない場合を除き、建築物又は建築敷地内に誰もが利用可能なパブリックスペース（公共空間）等を設けること。
- (8) 建築物及びその敷地は、福島県人にやさしいまちづくり条例及び建築物移動等円滑化誘導基準（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令）を遵守すること。

(事業計画の変更)

第3条 事業着手前において事業計画に変更等が生じた場合は、速やかに事務局と協議を行うものとする。

- 2 前項による協議により、当該変更後の事業計画が当初事業計画の趣旨に反する場合は、再度審査会の開催を行う。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から実施する。